

使役を表す分析的な形‘I-게 하다’について —モダリティーの観点からの考察—

高地朋成
天理大学

1. はじめに

本稿は、現代朝鮮語(以下、「朝鮮語」とする。)における分析的な形(analytic forms)¹⁾の1つであり、使役(causation)²⁾を表す‘I³⁾-게 하다⁴⁾に

-
- ¹⁾ 菅野(2006: 172-174)によれば、分析的な形(analytic forms)とは、総合的な形(synthetic forms)と概念的対立を成す形態論的な単位であり、総合的な形が1つの単語内部の語形変化による文法的機能を持つのに対し、分析的な形は2つ以上の単語にまたがって一定の文法的機能を表す形式のことを言う。
- ²⁾ 池上(1975: 395)によれば、使役の構造には使役者(causer)、被使役者(causee)、使役の目標点(goal)の3つが含まれると言う。なお、Ilić(2013: 13-14)で述べられているように、使役文において使役者とは「効果をもたらす力(power to bring the effect about)を持っている者」のことであり、ある特定の事態の成立可否を決定することが出来る「統制者(controller)」のような役割である。一方、被使役者は使役文において動作主(agent)の役割を担うが、当該事態の成立可否の決定権を持っていない。
- ³⁾ 本稿において、‘I’, ‘II’, ‘III’は、それぞれ‘第I語基’, ‘第II語基’, ‘第III語基’であることを意味する。語基については菅野他(1991: 1009-1017)を参照した。
- ⁴⁾ 김성주(1988)や이숙(2007)等で見られるように、‘I-게 하다’を構成要素に分析し、統辞論的な説明を試みる見解もある。しかしながら、本稿では‘I-게 하다’を分析的な形として見なす立場を取る。紙面制限につき詳述は控えるが、‘I-게 하다’は接続語尾の‘I-게’を副詞節の構成要素として含んだ複文構成とは異なる統辞的特徴を有する。すなわち、接続語尾の‘I-게’が本来有する統辞的特徴が、‘I-게 하다’という構成において消失しているわけである。このような現象は、Hopper and Traugott(2003: 106-107)の言う脱範疇化(decategorialization)と呼ばれるものに該当する。また、Lehmann(2002: 12)によれば、談話における非屈折的な単語の連鎖から始まり、その単語の連鎖がある特定の文法的機能を持つようになる場合、統辞的に有機的な形式になると見なすことが出来、このような変化の過程は統辞化(syntacticization)と呼ばれると言う。なお、統辞化の段階にある文法形式は外面的には2つ以上の単語によって構成されるため、分析的(analytic)な性格を有するとも述べられている。‘I-게 하다’は表面的には統辞論的構成でありながら、内容的には形態論的な振る舞いをするものと見なせる。

ついて、モダリティー(modality)⁵⁾の観点から考察するものである。より具体的に言えば、使役という言葉行為に参加する使役者(causer)と被使役者(causee)との関係を参与者志向モダリティー(participant-oriented modality)⁶⁾のうち特に拘束的モダリティー(deontic modality)の観点から論じるものである。

近年、朝鮮語のモード体系(modal system)を解明しようとする包括的な研究が、大韓民国の内外で発表されている。例えば、박재연(2006)はモーダルな意味(modal meanings)を表す先語末語尾(pre-final endings)や終止形語尾(final endings)等のいわゆるモーダルマーカ―(modal markers)⁷⁾について体系的な記述を試みている。다카치(2014)では、分析的な形によって表わされるモーダルな意味の記述、さらに、モーダルマーカ―とモーダルな分析的な形との近接性⁸⁾についてプロトタイプの

5) 本稿におけるモダリティーという術語は、意味論範疇(semantic category)としての‘modality’に対する訳語である。

6) 高地(2018: 6-9)によれば、参与者志向モダリティー(participant-oriented modality)とは、事態(state of affairs)の参与者(participant)を取り巻く内的または外的な状況要因(conditioning factors)について言及するものである。すなわち、参与者内的モダリティー(participant-internal modality)と参与者外的モダリティー(participant-external modality)を括ったカテゴリーである。認識的モダリティー(epistemic modality)が命題(proposition)についての話し手(speaker)の主観的な態度を表すのに対し、参与者志向モダリティーは事態の参与者と参与者による動作の実現(または未実現)について言及するという点で大きく異なる。

7) 박재연(2006)における「モーダルマーカ―(양태소: 様態素)」とは、モーダルな機能を持つ一部の文法形式(例: ‘I-ㄹ-’, ‘I-구나’, ‘II-ㄴ래’等)である。モーダルマーカ―は、モーダルな機能を有する分析的な形に比べ、文法化(grammaticalization)が進んでいる。

8) 다카치(2014)の言う「近接性」とは、モーダルな分析的な形式が持つ特徴(意味的特徴と統辞的特徴)がモーダルマーカ―が有するそれらとどれほど近いのか(言い換えれば、どれほど類似しているのか)を意味するものである。朝鮮語には幾つかの種類のモード形式(modal forms)が存在しており、それらの中には典型的なものとそうでないものが混在している。すなわち、文法化がかなり進んでいるものと未熟なものがあり、一次的には両者を区別して論ずる必要がある。そこで、다카치(2014)では、文法化が進んだモーダルマーカ―を典型的なモード形式と見なし、モーダルマーカ―全般に共通する特徴(意味的特徴と統辞的特徴)をもとに、モダリティーの程度性(degrees of modality)を測定する幾つかの基準を定めた。モダリティーの程度性が高ければ高いほど、当該のモーダルな分析的な形はモーダルマーカ―に近い特徴を有するものと判断される。

手法 (prototype approach) を導入して考察を行っている。また, Nauze(2008)では, 類型論 (typology) の観点から朝鮮語のムード形式の連鎖構成 (multiple modal constructions) について考察を試みている。

本稿の考察対象である‘I-게 하다’は, 使役を表す機能を持っており, 一見モダリティーとの関連性が希薄であると思われるかも知れない。しかしながら, 既にTalmy(1988)において, 使役とモダリティーの関係が「力のダイナミックス (force-dynamics)」の観点から説明されている。また最近では, Ilić(2013)によって類型論的観点から使役とモダリティーの類似性と差異性が論じられている。このような研究の流れがあるにもかかわらず, 筆者が知る限りでは, 先行研究において‘I-게 하다’がムード形式の1つとして論じられたことやモダリティーの観点から考察されたことは無い。筆者は‘I-게 하다’をムード形式として扱う立場は取らないが, ‘I-게 하다’が実際の文で用いられた場合に, ある特定の条件下でモダリティー, 特に拘束的モダリティーと類似した特徴を持つことを証明しようと思う。

本稿は, 次のような順序で議論を展開する。第1に, 先行研究の見解を基に, モダリティーの下位分類について概観し, 本稿での考察に必要な概念の枠組みを設ける。また, Talmy(1988)およびIlić(2013)の見解を参考に, 使役とモダリティーの類似的及び差異的特徴について概観する。第2に, 先行研究の見解を参考にしつつ, ‘I-게 하다’を含んだ例文を分析することで‘I-게 하다’の基本的特徴を記述する。第3に, モダリティーの観点から‘I-게 하다’を考察し, 使役とモダリティーの類似性が朝鮮語の場合にも確認出来ることを証明する。また, どのような条件下で‘I-게 하다’の意味機能がモダリティー的に解釈され得るのか解明する。最後に, 考察結果をまとめ, 今後の課題について論じる。

本稿では大韓民国の国立国語院(국립국어원)で開発された『21世紀世宗計画(21세기 세종계획)』の結果物である朝鮮語のコーパス活用プログラムから収集した例文に根拠を置き, 議論を進めることを原則とする。しかしながら, 適切な例文が見つけれなかった場合や作例の必要がある場合に限り, 朝鮮語母語話者の協力を得て作成した例文を提示することにする。なお, その場合は例文の末尾に<作例>と示すことにする。

2. 理論的枠組み

本稿における理論的な枠組みとして, 第1にモダリティーの下位分類に関する先行研究の見解を概観し, 第2に使役とモダリティーの類似性について概観することにする。

2.1. モダリティーの下位分類

モダリティーの下位分類の方法は、研究者によって見解が異なるのが実情である。しかしながら、モダリティーを認識的モダリティー (epistemic modality)⁹⁾と非認識的モダリティー (non-epistemic modality)に大別して捉える手法は、一般的に受け入れられていると思われる。以下の<表 1>¹⁰⁾が示すように、モダリティーに関する主要先行研究においても認識的モダリティーとそれ以外を区別している¹¹⁾。

<表1> 主要先行研究ごとのモダリティーの下位分類一覧

先行研究	モダリティーの下位分類					
Lyons (1977)		epistemic modality			deontic modality	
Bybee (1985)		epistemic modality		agent-oriented modality		
Palmer (1986)		epistemic modality		dynamic modality	deontic modality	
Sweetser (1990)		epistemic modality		root modality		
van der Auwera and Plungian (1998)		epistemic modality		non-epistemic modality		
				participant- internal modality	participant-external modality	
					deontic modality	non- deontic modality
Palmer (2001)	propositional modality			event modality		
	evidential modality	epistemic modality		dynamic modality	deontic modality	

⁹⁾ なお、認識的モダリティーを「不確実(uncertainty)」の領域のみを扱うものと捉える立場と「不確実」から「確実(certainty)」の領域までも扱うものと捉える立場の両方がある。本稿の筆者は、朝鮮語の記述においては後者の立場が適切であると考え。このことの詳細については、高地(2019: 26-27)を参照すること。

¹⁰⁾ <表 1>は、ダカチ(2014: 20)において提示されたものを修正したものである。

¹¹⁾ Halliday and Matthiessen (2004)では、モダライゼーション(modalization)の下位分類として「蓋然性(probability)」というものが設定されている。Halliday and Matthiessen (2004: 618)で説明されているように、彼らの言う「蓋然性」とは認識的モダリティーに相当するものである。

Halliday and Matthiessen (2004)		modalization		modulation		
		probability	usuality	inclination	obligation	
Nauze (2008)		epistemic modality		participant- internal modality	participant-external modality	
					deontic modality	goal- oriented modality

認識的モダリティーが、命題 (proposition) の事実的状态についての話し手の判断を表す (Palmer 2001: 8) のに対し、非認識的モダリティーは、事態 (state of affairs) または出来事 (event) の実現 (もしくは未実現) について、その参与者 (participant) と関連付けて言及する¹²⁾。

問題は、非認識的モダリティーの下位分類について、研究者間の見解が様々であるという点にある。暫定的なものになるが、ここで本稿における考察に必要な非認識的モダリティーの概念的枠組みを設定しようと思う。それに先立ち、Palmer (2001) と Nauze (2008) によって提示された非認識的モダリティーの分類方法について概観することにする。両先行研究を選出した理由は、他の先行研究に比べ、非認識的モダリティーの下位分類がより詳しいためである。

以下の<表 2>が示すとおり、Palmer (2001) では、事態または出来事を扱う対出来事モダリティー (event modality) に拘束的モダリティー (deontic modality) と動的モダリティー (dynamic modality) が下位カテゴリーとして設定されている¹³⁾。

¹²⁾ 例えば Palmer (2001: 7-8) では、モダリティーが、対命題モダリティー (propositional modality) と対出来事モダリティー (event modality) の 2 つに大別されている。前者には認識的モダリティーと証拠的モダリティー (evidential modality) が該当し、後者には、Palmer (2001) によれば、拘束的モダリティー (deontic modality) と動的モダリティー (dynamic modality) の 2 種が該当する。

¹³⁾ 拘束的モダリティーには、事態または出来事の実現を誘発する要因が、これに関与する参与者にとって外的 (external) であるものが該当し、一方、動的モダリティーには、事態または出来事の実現を誘発する要因が、参与者にとって内的 (internal) であるものが該当する (Palmer 2001: 9)。したがって、拘束的モダリティーには許可 (permissive)、義務 (obligative)、権限 (commissive) といった下位のカテゴリーが属し、一方の動的モダリティーには能力 (abilitive) および意志 (volitive) が属すると Palmer (2001) では見なされている。

<表 2> Palmer (2001) による対出来事モダリティーの下位分類案

上位のカテゴリー ←		→ 下位のカテゴリー
event modality	deontic modality	permissive
		obligative
		commissive
	dynamic modality	abilitive
		volitive

次に, Nauze (2008)¹⁴⁾による非認識的モダリティーの下位分類案を見てみよう. 以下の<表 3>が示すように, Nauze (2008)では, 非認識的モダリティーを参与者外的モダリティー (participant-external modality) と参与者内的モダリティー (participant-internal modality) に分けている¹⁵⁾.

<表 3> Nauze (2008: 18) による非認識的モダリティーの下位分類案

上位のカテゴリー ←		→ 下位のカテゴリー
non-epistemic modality	participant-external modality	deontic modality
		permission
		obligation
		goal-oriented modality
	possibility	
participant-internal modality	necessity	
	ability	
	needs	

使用している術語 (technical terms) に違いはあるが, 事態または出来事の

¹⁴⁾ 実は, Nauze (2008) による非認識的モダリティーの分類案は, van der Auwera and Pulungian (1998) による分類案を一部修正したものに過ぎない. よって, 部分的に van der Auwera and Pulungian (1998) による説明を加えることにする. なお, van der Auwera and Pulungian (1998) における「非拘束的モダリティー (non-deontic modality)」は, Nauze (2008) では「目的志向モダリティー (goal-oriented modality)」という術語に置き換えられているが, 両者は内容的には違いが無い. Nauze (2008: 143) において, 目的志向モダリティーの例として示されている文は, van der Auwera and Pulungian (1998: 80) において, 非拘束的モダリティーに該当する例文として示されている.

¹⁵⁾ 参与者外的モダリティーとは, 事態または出来事の参与者を取り巻く条件や状況等の外的要因に関連するものであり, 一方, 参与者内的モダリティーは, 事態または出来事の参与者に内在する要因と関連がある (van der Auwera and Pulungian 1998: 80).

実現について、参加者にとって外的な要因なのか内的な要因なのかを論じるといふ点では、先に見た Palmer(2001)による分類案と共通する特徴を持つ。

Nauze(2008)による分類案において注目すべき点は、参加者外的モダリティーを拘束的モダリティーと目的志向モダリティー(goal-oriented modality)にさらに分類しているところにある。拘束的モダリティーは事態または出来事の参加者を取り巻く社会的、倫理的、道徳的規範等の外的拘束力が、事態または出来事の実現を誘発させるための核心的な原因になることを述べる。一方で、目的志向モダリティーは、拘束的モダリティーに該当しないものでありながら、参加者にとって外的な要因が関与する場合に確認出来るモダリティーの類型であると言える。例えば、以下の例文(1a~1d)¹⁶⁾で使用されている英語の助動詞‘may’, ‘must’, ‘can’, そして分析的な形‘have to’の用法を見てみよう¹⁷⁾。

- (1) a. John may leave now. <van der Auwera and Plungian 1998: 81>
ジョンは今出発しても良い。
【翻訳者備考：許可を与える言い方】
- b. John must leave now. <van der Auwera and Plungian 1998: 81>
ジョンは今出発しなければならない。
【翻訳者備考：命令的な言い方】
- c. To get to the station, you can take bus 66.
<van der Auwera and Plungian 1998: 80>
駅に行くには、66番のバスに乗ると良い。
【翻訳者備考：助言的で、非命令的な言い方】
- d. To get to the station, you have to take bus 66.
<van der Auwera and Plungian 1998: 80>
駅に行くには、66番のバスに乗らなければならない。
【翻訳者備考：助言的で、非命令的な言い方】

上記の(1a)において助動詞‘may’は、出来事の成立の権限を与えられている話し手(speaker)が出来事の参加者である「ジョン(John)」を相手に「今出発すること」についての「許可(permission)」を与える場面で

¹⁶⁾ 例文(1a~1d)は、van der Auwera and Plungian(1998: 80-81)において提示されものである。

¹⁷⁾ ここでは、(1a~1d)という特定の例文において、‘may’, ‘must’, ‘can’, ‘have to’がどのように解釈されるのかを示すものであり、‘may’, ‘must’, ‘can’, ‘have to’の固定的な意味特徴を示すものではないことを断っておく。

使用されている。また、(1b)の場合は、話し手が「ジョン」に対して「今出発しなければならない」という「義務(obligation)」を負わせており、「命令(command)」のようにも見える。‘may’および‘must’のこのような用法は、拘束的モダリティーに該当する(van der Auwera and Plungian 1998: 81)。

一方、(1c)における助動詞の‘can’は、「駅に行く」ための1つの方法として「66番のバスに乗車する」ことを指示する場面で使われている。また、(1d)で用いられている分析的な形の‘have to’は、「駅に行く」ための唯一の方法として「66番のバスに乗車する」ことを指示する場面で使用されている。このような‘can’および‘have to’の用法は、目的志向モダリティーに該当する(van der Auwera and Plungian 1998: 80)。

(1c, 1d)の‘can’および‘have to’の用法は、(1a, 1b)における参加者の動作を話し手の都合によって拘束または束縛するような拘束的モダリティーの用法とは異なり、参加者の立場を考慮し、参加者が望む目的達成のための配慮が込められたモーダルな意味を表すものである¹⁸⁾。

本稿では、上で概観した Palmer(2001)と Nauze(2008)の見解を参考に、非認識的モダリティーの下位分類を以下の<表 4>¹⁹⁾のように提案する。

<表 4> 本稿における非認識的モダリティーの下位分類案

上位のカテゴリー ←		→ 下位のカテゴリー	
non-epistemic modality	participant- external modality	deontic modality	permission
			prohibition
			obligation
	goal-oriented modality (recommendation)		
	participant-internal modality	ability	
volition			

¹⁸⁾ 査読者の指摘のとおり、‘can’および‘have to’の目的志向モダリティーの用法は、「目的」を表す‘to’節(‘to’-clause)との共起によって表されたものである。したがって、例文(1d)の‘have to’を‘must’に置き換えても、目的志向モダリティーを表すことが出来る。但し、合田(2019: 2)によれば、‘must’は、話し手の意図を含んだ理想的観点を基盤とするのに対し、‘have to’は、話し手以外のものが関わる理想的観点を基盤とすると言う。したがって、仮に(1d)の例文の‘have to’を‘must’に置き換えた場合、話し手の意図が色濃く反映された助言的な言い方になる。

¹⁹⁾ なお、<表 4>は拙稿である高地(2018: 8-9)において提示したものを修正したものであり、同表についての説明も同拙稿からの一部引用である。

非認識的モダリティーは、事態または出来事の参加者を基準として見た場合、参加者外的モダリティーと参加者内的モダリティーに大別される²⁰⁾。

参加者外的モダリティーが拘束的モダリティーと目的志向モダリティーに分類されるという見方は、Nauze(2008)の方法を踏襲したものである。しかしながら、本稿では拘束的モダリティーのカテゴリーに「禁止(prohibition)」を追加すべきであると主張する。「禁止」とは、ある人物による束縛や社会的もしくは倫理的な規範によって、事態または出来事の参加者が実行しようとする行為を抑制すべく、働きかける拘束力を有する外的要因の存在を示すものである(高地 2018: 9)。

目的志向モダリティーには、「許可」、「義務」、「禁止」といった拘束力を有する外的要因の存在が前提となっているもの以外の参加者外的モダリティーが該当する。本稿では、これに該当するものとして「推奨(recommendation)」を設定する。「推奨」とは、事態または出来事の参加者に対して、ある問題を解決するための方法や目的達成のための方法として特定の行為を実現するように働きかけるものである。「許可」、「義務」、「禁止」といったものとは異なり、「推奨」には参加者に対する拘束力が作用しないという点が特徴である。

また、参加者内的モダリティーには「能力」と「意志」を下位カテゴリーとして設定しているが、これはPalmer(2001)による見解を踏襲したものである。参加者に内在する要因が事態または出来事の実現に作用する場合はこれに該当する。

上記の<表 4>で示した非認識的モダリティーの下位分類案は、あくまでも理論的な枠組みであって、1つの指標のようなものに過ぎない。したがって、‘I-계 하다’によって表されるモーダルな意味の記述において、部分的に不十分である可能性もあると考えられる。第4章の考察において、言語資料から収集した例文の分析を通じ、‘I-계 하다’がモーダルな意味を表すと見なされるものを提示することになるが、<表 4>の枠組みから逸脱するものも出て来るであろう。その際には適宜、説明を示すことにする。

2.2. 使役とモダリティーの関係

Talmy(1988: 80-81)では、英語において使役を表すために用いられる動詞の‘make’, ‘let’, ‘have’, ‘help’とモダリティーを表すために用いら

²⁰⁾ この分類方法は、Nauze(2008)によるものを援用したものである。Palmer(2001)による分類案より、Nauze(2008)による分類案のほうが、詳細に参加者志向モダリティーを記述出来るため、後者を援用することにした。

れる助動詞の‘can’, ‘may’, ‘must’, ‘should’等や分析的な形の‘had better’
とが、以下の(2)で示すような共通特徴を有することを指摘している。
なお、(2a)は統辞論的特徴であり、(2b)は意味論的特徴である。

- (2) 使役を表す動詞とモダリティーを表す助動詞及び分析的な形
との共通特徴(Talmy 1988: 80-81)
- a. ‘to’の付かない不定詞補語(*to-less infinitive complement*)
を取る。
 - b. 力のダイナミックス(*force-dynamics*)と関連する。

上記の(2)のような共通特徴に根拠を置き、Talmy(1988)では、使役を
表す動詞とモーダルな助動詞やモーダルな分析的な形を一括りにし、
「より大きなモーダル体系(*the greater modal system*)」というカテゴリー
を設けている。Talmy(1988)の主張する「より大きなモーダル体系」と
いうものが設定され得るに相応しいかどうかはさておき、ここで注目し
たいのは(2b)の共通特徴である。「力のダイナミックス」とは、力の行
使、行使された力への抵抗、力に対する障害物、障害物の除去が繰り返
す関係である(長友 2014: 3)。Talmy(1988)の主張によれば、使役とモダ
リティーは「力のダイナミックス」の観点から共通した特徴が把握出来
るのだと言う。それでは、Talmy(1988: 81)によって示された以下の(3a)
と(3b)を通じて使役とモダリティーの関係を概観して見よう。

- (3) a. *I made him push the car to the garage.* <Talmy 1988: 81>
私は、彼にガレージまで車を押させた。
【備考：‘I’=拮抗子，‘him’=主動子】
- b. *He must push the car to the garage.* <Talmy 1988: 81>
彼はガレージまで車を押さなければならない。
【備考：‘he’=主動子】

Talmy(1988: 81)によれば、使役を表す動詞、例えば(3a)の‘made’は、
拮抗子(*antagonist*)²¹⁾の役割を担うものを主語(*subject*)として要求し、一
方、助動詞、例えば(3b)の‘must’は、主動子(*agonist*)²²⁾の役割を担うも

²¹⁾ 中野他(2015: 309)によれば、拮抗子とは、「主動子に影響を与える存在物のこと。
主動子のもつ傾向を拮抗子が押さえ込むか否かが問題となる。」と定義される。

²²⁾ 中野他(2015: 308)によれば、主動子とは、「事態に参与する複数の存在物のうち、
注意の焦点があたるものを指す。その存在物をもつ静止あるいは運動の傾向が実
現するか否かに焦点があたる。」と定義される。

のを主語として要求すると言う。すなわち、(3a)の場合は「ガレージまで車を押す」という出来事の実現を誘発させる要因(拮抗子)が、主語として現れている。一方、(3b)の場合は、主語は出来事に関する動作を行う人物(主動子)であり、出来事の実現を誘発させる要因(拮抗子)については、文中に明示的に現れない。(3a)及び(3b)は、共に同一の言語外現実の特定場面を描写しているが、前者では拮抗子が顕在的であり、後者では拮抗子が潜在的である。上記の(3a)と(3b)の対比から把握出来る使役とモダリティー(特に、参与者志向モダリティー)の関係を根拠に、Talmy(1988)は、両者が相互補完的な関係²³⁾にあると主張している。

Ilić(2013)では、使役とモダリティーの意味論的特徴について、興味深い見解を示している。まず、先述の Talmy(1988)の見解とも関連するが、Ilić(2013: 14)によれば、使役の場合は、出来事の統制者(controller)が使役者として明示的に認識され、出来事の動作主(agent)と明確に区別されるのに対し、モダリティーの場合は、暗示的な要因(implied factors)²⁴⁾によって、出来事が統制(control)されると言う。すなわち、使役の場合は顕在的な統制者(overt controller)が、そしてモダリティーの場合は潜在的な統制者(covert controller)がそれぞれ出来事の成立可否を左右する存在であると言える。以下の<表 5>では、「引き起こし(CAUSE)」と「可能(ENABLE)」という用語が用いられているが、これらは共に使役またはモダリティーによって表される意味のことである。

²³⁾ 査読者から、「例えば、「I must make him push the car to the garage.」という文では助動詞の‘must’と使役動詞の‘make’が共起し得るが「相互補完的」と言えるのか」というご指摘を頂いた。しかしながら、ここでは相補分布的な意味で「相互補完的」ということを言いたいのではない。上記の文では‘must’と‘make’が同一文において共起はしているが、それぞれの作用対象が異なる。前者の作用対象は主語の‘I’であり、後者の作用対象は目的語の‘him’である。Talmy(1988)が指摘しているのは、使役とモダリティーが、顕在的か潜在的かの別はさておき、統制者の存在を前提としているという共通特徴を持つにもかかわらず、使役の場合は、主語が拮抗子の役割を担い、モダリティーの場合は、主語が主動子の役割を担うという点で「相互補完的」だと見なせるということである。(3a)と(3b)が同一場面を描写した2つの異なる文であるということからも分かるように、当該の事態や出来事が実現するように(または実現しないように)参与者に誘発させた人物を主語として取り立てて述べたい場合は、使役文を使用すれば良く、一方、主動子として主語を取り立てたい場合は、モーダル文を使用すれば良い。

²⁴⁾ 暗示的な要因とは、例えば法律、道徳的原則、願望、状況等のことであり、出来事の動作主にとって外的な(external)要因もあれば内的な(internal)要因も存在する。

<表 5> 統制の観点から見た使役とモダリティー (Ilić 2013: 17)

	Overt Controller	Obligatory Agent	Assertion
CAUSE / ENABLE	Yes	Yes	causative
	No	Yes	modal

例えば以下の朝鮮語の例文を通じて、説明を試みよう。例文(4a～4d)では、出来事が「出張に行く(출장 가다)」, 出来事の統制者が「部長(부장)」, 拘束を受ける動作主(obligatory agent)が「私(나)」であるという点で共通している。しかしながら、(4a)と(4b)では使役の分析的な形である‘I-게 하다’が使用されており、一方、(4c)と(4d)ではそれぞれモーダルな意味を表す分析的な形の‘III-야 하다’と‘II-ㄴ 수 있다’が使用されている。また、意味の面では、(4a)では、‘I-게 하다’によって所謂「純粋な使役(true causative)」が表され、(4b)では「許可(permissive)」が表されているという違いがある²⁵⁾。さらに、(4a)を言い換えた(4c)では、‘III-야 하다’を用いることで動作主に対する「強制的な指示」が表され、一方、(4b)を言い換えた(4d)では、‘II-ㄴ 수 있다’を通じて、「外的要因による可能」の意味が表されている。なお、「引き起こし」と「可能」という観点から見ると、(4a)と(4c)は前者に属する意味を表し、(4b)と(4d)は後者に属する意味を表すと考えられる。(4a～4d)の比較を通じ、使役とモダリティーの共通点と相違点がよく分かる。

- (4) a. 나는 정말 싫었지만, 부장이 억지로 나를 출장 가게 했다. <作例>
私は本当に嫌だったのだが、部長が無理矢理に私を出張に行かせた。
- b. 내가 간절히 부탁해서 그런지, 부장이 나를 출장 가게 했다. <作例>
私が切にお願いしたからなのか、部長が私を出張に行かせた。

²⁵⁾ なお、Comrie(1981: 164)によれば、英語の使役動詞の‘make’は「純粋な使役(true causative)」を表す場合に、‘let’は「許可(permissive)」を表す場合にそれぞれ用いられると言う。英語の場合は、使役動詞のカテゴリーにおいて「引き起こし」を表すものと「可能」を表すものが形式的な面で対立をしているが、朝鮮語の場合は、少なくとも‘I-게 하다’においては、文脈によって「引き起こし」と「可能」が区別されるように思われる。

- c. (부장의 명령에 따라) 나는 출장을 가야 했다. <作例>
(部長の命令に従って)私は出張に行かなければならなかった。
- d. (부장 덕분에) 나는 출장을 갈 수 있었다. <作例>
(部長のおかげで)私は出張に行くことが出来た。

以下の<表 6>は, Ilić(2013: 114)で示されたものである. <表 6>が示すとおり, 「引き起こし」および「可能」は, 使用する言語形式によって顕在的か潜在的かの違いはあれ, 共に統制者の存在が前提として要求されるという点で共通している. 例えば, 上記の(4a)と(4b)では統制者が顕在的であるが, (4c)と(4d)では潜在的である. しかしながら, いずれの場合も, 統制者の存在が前提となって成立する文である. 一方で, 「引き起こし」と「可能」の違いを述べるとすれば, 前者の場合は, 動作主には当該の出来事を実現しようとする自発的意図が顕在化されないのに対し, 後者の場合は, 当該の出来事を実現しようとする動作主の意図が顕在化されるという点で対照的である. 例えば, (4a)と(4c)の場合は, 出来事を実現しようとする動作主による自発的意図が, (4b)と(4d)の場合に比べ, 明確に現れていないように見える.

<表 6> 「引き起こし」と「可能」の特徴(Ilić 2013: 114)

	Controller	Intentional agent
CAUSE	Yes	No
ENABLE	Yes	Yes

3. ‘I-게 하다’の特徴

ここでは, 先行研究による見解を参考にしつつ, ‘I-게 하다’の統辞的及び意味的特徴を概観することで, 第4章におけるモダリティーの観点からの考察のための土台を設けることにする²⁶⁾.

3.1. 被使役者の標示類型

김영희(1993: 89-90)において既に指摘があるように, 実際の文において‘I-게 하다’が使用される場合, 被使役者を標示するために①主格助詞の‘-이/-가’, ②対格助詞の‘-을/-를’③与格助詞の‘-에게/-한테’が用いられる. また, 이현주他(1996: 562-563)では, 先述の格助詞だけではなく, 具格助詞の‘-으로/-로’と副詞の‘하여금’の組み合わせによる‘{-으로/-

²⁶⁾ 紙面制限の関係上, ‘I-게 하다’を構成する接続語尾の‘I-게’と動詞の‘하다’についての考察は省略することにする.

로} 하여금’によっても, ‘I-게 하다’構文における被使役者が標示されると明言されている. 以下の例文(5a)では主格助詞が, (5b)では対格助詞が, (5c)では与格助詞が, そして(5d)では‘{-으로/-로} 하여금’が用いられることで, それぞれ被使役者が標示されているのが分かる.

- (5) a. 이것은 이라크 위기 내내 블레어가 취한 정책이고, 현재 블레어가 미국과 유럽 대륙의 중재자 입장을 취할 수 있게 했다. <21세기 세종계획/7BA03A12>
 これは, イラク危機の間ずっとブレアが執った政策であり, 現在ブレアが米国とヨーロッパ大陸の仲裁者の立場を取ることが出来るようにした.
- b. 그 운동장이란 말은 여하튼 거기에 있던 아이들을 모두 놀라게 했다. <21세기 세종계획/CE000028>
 その運動場という言葉は, ともかく, そこにいた子供達を全員驚かせた.
- c. 인간과 사회에 대한 존 스튜어트의 말의 새로운 비전은 많은 사람들에게 민주주의에 대한 희망을 갖게 했고 민주주의를 전체주의로부터 보호할 만한 것으로 인식되게 만들었다. <21세기 세종계획/BRHO0116>
 人間と社会に対するジョン=スチュワートの言葉の新しいビジョンは, 多くの人々に民主主義に対する希望を持たせ, 民主主義を全体主義から保護するに値するものとして認識されるようにした.
- d. 북측은 지난 제 1 차 남북국방장관회담에서도 군사문제의 본질에 대해서는 소극적인 자세를 보여 우리로 하여금 의구심을 갖게 했다. <21세기 세종계획/5BA01B05>
 北側は, 去る第1次南北国防長官会談でも, 軍事問題の本質については消極的な姿勢を見せ, 我々をして疑念を抱かせた.

以下の<表 7>は, 이현주他(1996: 563)によって提示されたものであり, ‘I-게 하다’が使用された文において, 被使役者の標示類型にしたがって, 共起する用言にある程度の傾向が存在することを示している. しかしながら, 이현주他(1996: 563)による<表 7>の内容について, 幾つかの反証及び補完事項を示さなければならない. 先ず, 形容詞が‘I-게 하다’と共に共起する場合, 筆者の調査によれば, 被使役者の標示方式は対格助詞の‘-

을/-를'によるものしか探せなかった²⁷⁾。

<表 7> 被使役者の標示類型と共起する用言の関係(이현주他 1996: 563)

構成要素 用言の種類	使役者の 標示	被使役者の標示	被使役行為の 目的語の標示
形容詞または 自動詞	-이/-가	-을/-를 -이/-가	
他動詞	-이/-가	-에게 {-으로/-로} 하여금 -을/-를 -이/-가	-을/-를

例えば以下の例文(6a)と(6b)では、形容詞の‘혼란스럽다(混乱している)’と‘슬프다(悲しい)’がそれぞれ‘I-게 하다’に先行し、被使役者を標示するために対格助詞の‘-을/-를’が用いられている。(6a)と(6b)において、対格助詞の‘-을/-를’を主格助詞の‘-이/-가’に置き換えた例文である(6c)及び(6d)の正文としての容認性について、韓国語母語話者に尋ねたところ、不自然な文であるとの返答を得た。なお、本稿では、‘I-게 하다’について、参与者志向モダリティーの観点から考察することに焦点を当てているため、形容詞が‘I-게 하다’に先行するものについては、これ以降において扱わないこととする²⁸⁾。

²⁷⁾ 이현주他(1996)において存在詞の‘있다(ある, いる)/없다(ない, いない)’を形容詞として扱っているのかは定かではない。用言を大きく動詞と形容詞に大別し、存在詞を形容詞の1種として扱う立場を取っているのか、それとも単に考察の対象から除外しただけなのかは不明である。이현주他(1996: 563-564)において提示されている例文では、形容詞の‘깨끗하다(綺麗だ)’、動詞の‘놀라다(驚く)’と‘먹다(食べる)’が‘I-게 하다’と共に示されているのみである。存在詞に対する이현주他(1996)での扱いは定かではない。しかしながら、이현주他(1996: 562)で示されている「‘-게 하다’ 구성에서 사동문과 비사동문 구별(‘-게 하다’構成での使役文と被使役文の区別)」の基準において、「‘-게 하다’에 근접한 목적어의 명사 자질이 ‘-하다’가 붙을 수 있는 명사인가(‘-게 하다’に近接した目的語の名詞資質が‘-하다’が結合することが出来る名詞なのか)」という言及があることから類推すれば、이현주他(1996)では存在詞を考慮していないとひとまずは判断出来る。

²⁸⁾ 参与者志向モダリティーは、動詞によって表される動作を中核的な内容とした出来事の実現(または未実現)について、その出来事の参与者に関連付けるモダリティーのタイプの1つである。形容詞は動作を表すものではないため、参与者志向

- (6) a. 이 글 속에 담긴 까뮈의 사상은 나를 혼란스럽게 했다.
 <21세기 세종계획/2BNXXX09>
 この文章に込められたカミュの思想は、私を混乱させた.
- b. 가엾은 새끼참새의 최후는 온 집안 식구들을 슬프게 했다.
 <21세기 세종계획/BRHO0428>
 哀れな雀の雛の最後は、家族皆を悲しませた.
- c. ?이 글 속에 담긴 까뮈의 사상은 내가 혼란스럽게 했다.
 <不自然な文>
- d. ?가엾은 새끼참새의 최후는 온 집안 식구들이 슬프게 했다.
 <不自然な文>

次に、以下の例文(7a)と(7b)が示すように、自動詞が‘I-게 하다’に先行する場合でも、被使役者を標示するために‘{-으로/-로} 하여금’を用いることが可能である.

- (7) a. 크기가 조금 큰 하얀 벽돌 같은 것으로 차곡차곡 쌓은 원통모양의 깨끗한 탑이 나로 하여금 발길이 떨어지지 않게 했다. <21세기 세종계획/2BNXXX09>
 大きさが少し大きい白いレンガのようなものできちんと積み上げた円筒の模様のきれいな塔が、私をして足を遠のかせなかった.
- b. 이는 환자로 하여금 침상에 앉게 한 후 (中略), 이어 서머리의 방향을 정중앙 및 좌우 방향으로 움직이게 하면서 검사한다. <21세기 세종계획/BRHO0397>
 これは、患者をして枕元に座らせた後 (中略), 続けて頭の方を真ん中及び左右の方向へ移動させながら検査する.

また、이현주他(1996)では、存在詞の‘있다(いる/ある)’が‘I-게 하다’に先行する場合の被使役者の標示方式について言及されていない. 以下の例文(8a)と(8b)が示すように、있다(いる/ある)’が‘I-게 하다’に先行する場合、対格助詞の‘-을/-를’, ‘{-으로/-로} 하여금’を用いて被使役者を標示するようである.

モダリティと無関係である. よって、考察の対象から除外することにした.

- (8) a. 이러한 자존심이 오늘의 프랑스를 있게 했다.
 <21세기 세종계획/2BNXXX06>
 このような自尊心が今日のフランスを存在させた.
- b. 이러한 사실은 나로 하여금 방관자로 있게 하지 않았던 것이다.
 <21세기 세종계획/2BNXXX09>
 このような事實は，私をして傍觀者としていさせなかったのである.

一方，存在詞の‘없다(いない/ない)’が‘I-게 하다’に先行する場合は，被使役者を標示するために，以下の例文(9a)及び(9b)のように，主格助詞の‘-이/-가’が用いられるのが一般的であると思われる。

- (9) a. 헌병 파출소를 설치했고 여기에다 순사 주재소, 순사 파출소까지 두어 그야말로 전국 방방곡곡에 헌병과 순사가 배치되지 않은 곳이 없게 했다.
 <21세기 세종계획/2CH00006>
 憲兵の派出所を設置し，ここに巡査の駐在所，巡査の派出所まで置いて，それこそ全国津々浦々に憲兵と巡査が配置されていない所が無いようにした.
- b. 각 지방에 외국인들과 교당과 교민들을 특별히 보호하여 다시 후환이 없게 할 것이오.
 <21세기 세종계획/3BN50001>
 各地方に外国人達と教堂と僑民達を特別に保護し，再び後患が無いようにするつもりです.

上記の内容を踏まえて，‘I-게 하다’が使用された際の被使役者の標示類型と共起する用言の関係を再び整理すれば，以下の<表 8>のとおりである。

<表 8>被使役者の標示類型と共起する用言の関係
 (이현주(1996: 563)によるものに修正を加えたもの)

用言の種類 \ 構成要素	使役者の標示	被使役者の標示	被使役行為の目的語の標示
形容詞	-이/-가	-을/-를	
自動詞	-이/-가	{-으로/-로} 하여금 -을/-를 -이/-가	

他動詞		-이/-가	-에게 {-으로/-로} 하여금 -을/-를 -이/-가	-을/-를
存在詞	있다	-이/-가	{-으로/-로} 하여금 -을/-를	
	없다	-이/-가	-이/-가	

なお, 筆者による調査によれば, 先行研究による被使役者の標示方式に加え, 以下の例文(10a)~(10e)のような方式でも, ‘I-게 하다’構文における被使役者の標示が可能であることが明らかになった. (10a)~(10d)は, 対格助詞の‘-을/-를’に‘시키다(命じる)’, ‘위협하다(脅す)’, ‘매수하다(買収する)’, ‘부추기다(そそのかす)’といった動詞が共起し, また(10e)では, 与格助詞の‘-에게’に動詞の‘지시하다(指示する)’が共起することで被使役者が示されている. なお, 被使役者の標示において, (10a)~(10e)では, いずれも使役者が被使役者を統制する意味を持つ動詞が使用されているのが特徴的である. このような類型に該当する被使役者の標示方式は, 他にも多様に存在するものと予想される.

- (10) a. 숙종은 불쾌한 마음에 내시를 시켜 거지처럼 헤어질 옷을 입혀 보내 정담하게 했다.

<21세기 세종계획/4BH00002>

肅宗は不快な気分から, 宦官に命じて, 乞食のようなすり切れた服を着させて送り, 偵察させた.

- b. 일본 부채가 공급 과잉으로 중국 시장에서 점점 팔리지 않게 되자 일본의 부채 상인들은 양민을 칼로 위협해서 그것을 사게 했다. <21세기 세종계획/6BG00003>

日本の扇子が供給過多により, 中国市場で段々と売れなくなると, 日本の扇子商人達は, 良民を刃物で脅し, それを 買わせた.

- c. 그는 남도일보의 교육위원회 출입 기자 한 사람을 매수하여 중대한 실수를 고의적으로 저지르게 했다.

<21세기 세종계획/6BG00003>

彼は, 南道日報の教育委員会の出入り記者の一人を買収して, 重大なミスを故意的に引き起こさせた.

- d. 아군의 보급로를 지키고 있던 리델 하트는 적의 보급부대 공격을 마친 메디치가 나타나자 그를 부추겨 카

타리나를 직접 공격하게 한다.

<21세기 세종계획/CB000131>

味方の補給路を守っていたリデル=ハートは、敵の補給部隊の攻撃を終えたメディチが現れると、彼をそそのかして, カタリナを直接攻撃させる.

- e. 수간호원이 간호원에게 지지해서 침대 양쪽 난간을 올리고 끈을 가져다가 어머니의 사지를 뭉게 했다.

<21세기 세종계획/BRE00279>

看護師長が看護師に指示して, ベッドの両側の手すりを上げ, ひもを持って行って母の両手両足をきつく縛らせた.

3.2. 間接使役としての‘I-게 하다’

김양희(1993: 89)及び이익섭, 채완(1999: 312-313)によれば, ‘I-게 하다’は, 所謂「間接使役」を表すと言う. 例えば, 「어머니가 아이에게 밥을 먹게 했다.(母親が子供にご飯を食べさせた.)」という文で, 使役者の「어머니(母親)」は, 被使役者の「아이(子供)」が「밥을 먹다(ご飯を食べる)」という動作を実現させる条件または環境を与えただけに過ぎず, 動作そのものには関与しない. このように, 被使役者が動作主として登場する出来事の実現に使役者が直接関与しない類型の使役は, 間接使役と呼ばれている.

이지수(2008: 151-152)によれば, ‘I-게 하다’によって表される使役では, 使役者の使役行為は, 単に「原因の提供」の段階に留まっており, 被使役者または第3の要因が結果を引き起こすところに直接関与しなければならないと言う. このような指摘の妥当性は, 以下の例文(11a)と(11b)を通じて確認出来る. 両例文において, 使役者である「괴로움(苦しみ)」及び「존주론의 강조(尊周論の強調)」は, 出来事の原因や切っ掛けを提供したに過ぎず, 出来事に直接的な関与をしていないのは明らかである²⁹⁾.

- (11) a. 괴로움은 곧 그녀를 망설이게 했으며, 그녀는 그 망설임에서 밤까지 결심을 지켜낼 자신이 없었다.

²⁹⁾ しかしながら, ‘I-게 하다’が常に間接使役としてのみ機能するとは言い切れない. 次節の3.3において例文を提示するが, ‘I-게 하다’は「強制」の意味を持つ副詞語と共に用いられた場合, 動作実現に関する使役者の積極的な介入が確認される. これは「第5回朝鮮語及び周辺諸言語研究会」の場において, 神田外語大学の浜之上幸先生からご指摘頂いたものである.

<21 세기 세종계획/CE000028>

苦しみは、やがて彼女を惑わせ、彼女は、その迷いから夜まで決心を守りぬく自信が無かった。

- b. 17 세기 이후 조선에서의 존주론의 강조는 지식인들로 하여금 강한 문화자존의식을 가지게 했다.

<21 세기 세종계획/4BH00002>

17 世紀以降の朝鮮での 尊周論の強調は、知識人達をして強い文化自尊意識を持たせた。

3.3. ‘I-게 하다’と共起する副詞語

ここでは、‘I-게 하다’によって表される使役の意味的特徴を把握するため、‘I-게 하다’と共起が可能な副詞語について、実際の例文を通じて考察することにする³⁰⁾。

以下の例文(12a)～(12c)が示すように、‘I-게 하다’は、‘억지로(無理矢理に)’、‘강제로(強引に)’、‘의무적으로(義務的に)’といった、被使役者にとって外的な要因に当たる存在からの「拘束」を表す副詞語との共起が可能である。このような副詞語と共起した場合、‘I-게 하다’は、被使役者に対する「強制」や「義務」を表すものと解釈される。つまり、拘束的モダリティーの用法としての解釈が可能になるのである。この用法の‘I-게 하다’では、使役者による統制に焦点が当てられており、当該の出来事の実現に関する被使役者の自発的な意図が顕在化されない。つまり、先の<表 6>で述べた「引き起こし」の典型的な特性を持った‘I-게 하다’の用法であると考えられる。

- (12) a. 우리는 고통과 쾌락을 다르다고 생각한다. 하지만 빵을 좋아하는 사람에게 엄청난 양의 빵을 억지로 먹게 한다면 그것은 즐거움이 아니라 고통이 된다.

<21 세기 세종계획/7BA03E05>

我々は苦痛と快樂は異なると考えている。しかし、パンが好きな人にとんでもない量のパンを無理矢理に食べさせるとすれば、それは楽しみではなく、苦痛になる。

- b. 사상전향제가 특정 사상이나 정치적 신념을 강제로 포

³⁰⁾ 筆者の調べた限りにおいて、先行研究では‘I-게 하다’と共起が可能な副詞語についての言及がなかった。韓国人の研究者による先行研究では‘I-게 하다’について韓国語母語話者の直感による作例を提示し、議論を展開しているものばかりであった。そのため、‘I-게 하다’と共起が可能な副詞語についての言及がされなかったものと考えられる。

기하게 하는 제도라면 준법서약제는 인간 내면에 형성된 사상이나 이념, 윤리적 가치관 등 내면의 양심을 외부에 표현케 한다는 데서 또 다른 ‘양심의 자유 침해’다.

<21세기 세종계획/4BA99E08>

思想轉向制が，特定の思想や政治的信念を強引に放棄させる制度であるとすれば，遵法制約制は，人間の内面に形成された思想や理念，倫理的価値観等の内面の良心を外面に表現させるというところにおいて，また別の「良心の自由の侵害」である．

- c. 조정법은 의사로 하여금 ‘의료배상책임보험’(또는 공제조합)에 의무적으로 가입하게 하고, 이 배상책임보험이 환자에게 조정결정에 따라 손해를 배상하게 한다.

<21세기 세종계획/BRHO0385>

調停法は，医師をして「医療賠償責任保険」（または共済組合）に義務的に加入させ，この賠償責任保険が患者に調停結果にしたがって損害を賠償させる．

上の 3.2 において述べたように，‘I-게 하다’を用いて表される使役の場合，当該動作の実現に関して使役者は積極的な介入をしない「間接使役」を表すのが一般的である．しかしながら，上の例文(12a)～(12c)のように「拘束」を表す副詞語と共起した場合は，当該動作の実現に関し使役者が積極的に介入することが確認される．

次に，‘I-게 하다’が「融通性」を表す副詞語と共起した例文を見てみよう．以下の例文(13a)～(13c)では，‘자유롭게(自由に)’，‘なるべく(出来るだけ)’，‘가능한 한(可能な限り)’といった副詞語が‘I-게 하다’と共起しており，外的な要因からの「拘束」がそれほど強くなく，当該の出来事の実現に関し，被使役者の裁量がある程度容認されていることが観察される．

- (13) a. 이와 달리 학생들에게 컴퓨터 프로그래밍 기법을 가르쳐 주고 자신의 아이디어를 컴퓨터에 자유롭게 표현해보게 한다든지, 컴퓨터 그래픽 방법을 가르쳐 주고 자신의 아이디어를 컴퓨터 그래픽으로 나타내 보도록 한다면 창의력은 신장될 것이고 학생들의 개성이 자유롭게 발현될 수 있을 것이다.

<21세기 세종계획/BRHO0133>

これとは異なり，学生達にコンピューターのプログラミングの技法を教えてやり，自分のアイデアをコン

コンピューターに自由に表現させたり, コンピューターグラフィックの方法を教えてやって, 自分のアイデアをコンピューターグラフィックで表わしてみるようにするとすれば, 創意力は伸びるだろうし, 学生達の個性が自由に発現され得るだろう.

- b. 실상은 상대들이 시골 농민들인만큼 ‘국어 상용’의 본의에는 어그러지나 조선말이 더 효과적일 것인즉 이번만은 되도록 조선말로 하게 하기로 이미 방침을 세웠노라고 하였다. <21 세기 세종계획/2BEXXX11>
実情は, 相手が田舎の農民達であるだけに, 「国語の常用」の本意には反するが, 朝鮮語がより効果的であろうということで, 今回だけはなるべく朝鮮語でさせるように既に方針を立てたと言った.
- c. 나는 이 두 공사를 우리 현대 사원들의 실무 교육장으로 최대한 활용해서 가능한 한 많은 사원들에게 현장을 거치게 했다. <21 세기 세종계획/CH000092>
私がこの 2 つの工事を我らが現代の社員達の実務教育の場として最大限活用し, 可能な限り多くの社員達に現場に立ち寄らせた.

このように「融通性」を表す副詞語と共に起した場合, ‘I-게 하다’は, 被使役者に対する「許可」または「容認」を表すものと思われる. これも拘束的モダリティーの 1 つの用法として解釈が可能であるが, (12a)~(12c)とは異なり, 使役者による統制が弱いため, 出来事の実現に関する被使役者の意図が相対的に顕在化されている. よって, (13a)~(13c)の場合は, <表 6>で示した「可能」の用法として解釈され得るであろう.

本節の最後に, ‘I-게 하다’が「完全否定」を表す副詞語との共起も可能であることを述べておく. 以下の例文(14a)と(14b)では, それぞれ ‘절대(絶对)’, ‘절대로(絶对に)’といった副詞語と ‘I-게 하다’が共に用いられている. また, この場合, 「不可能」を表す分析的な形の ‘I-지 못하다’が ‘I-게 하다’に先行し, 当該の出来事の実現について被使役者に対し「禁止」の意味が表されている. この場合の ‘I-게 하다’も拘束的モダリティーの 1 つの用法として解釈されるものである. 被使役者に対する「禁止」を表す場合の ‘I-게 하다’では, 外的な要因からの強い「拘束」を被使役者が受けており, 当該の出来事の実現に対する被使役者の意図が全く考慮されない. よって, <表 6>で示した「引き起こし」の否定に該当するものと見なすことが出来る.

- (14) a. 루즈 칠한 모습을 보고 만공스님이 낮에는 드나들게 해도 밤에는 절대 절에 들어오지 못하게 했다.

<21세기 세종계획/BRHO0366>

ルージュを塗った姿を見て，マンゴン僧侶が，昼はお寺に出入りさせても，夜は絶対お寺に入って来られないようにした。

- b. 선인들은 모든 사람에게 축하 받지 못하는 상은 ‘우환거리’라 해서 절대로 받지 못하게 했다.

<21세기 세종계획/6BA02A04>

先人達は全ての人から祝いを受け取れない賞は，「心配事の種」と言って，絶対に受け取ることが出来ないようにした。

上で見たように，共起する副詞語によって，当該の出来事の実現に関する被使役者の意図が顕在化したり，顕在化されなかったりすることで，‘I-게 하다’によって表される使役の意味の解釈に影響が及ぶことが確認された。また，これと関連し，被使役者に対する「義務」，「許可」，「禁止」といったモーダルな意味が‘I-게 하다’によって表され得ることが明らかになった。

3.4. 他の文法形式との結合関係

ここでは‘I-게 하다’の特性をより把握するため，‘I-게 하다’と他の文法形式との結合について考察した結果を示すことにする。なお，先行研究では‘I-게 하다’と結合する文法形式について積極的に考察されていない。よって，ここでも筆者が収集した例文を基に記述を行うことにする。

まずは，‘I-게 하다’と終止形語尾³¹⁾との結合についての考察結果を以下に示す。以下の<表 9>及び例文(15a)～(15f)が示しているように，‘I-게 하다’は終止形語尾との結合に関して，特別な制約が無いと考えられる。

<表 9> ‘I-게 하다’と終止形語尾の結合関係

類型	直説法	推量法	目撃法	意志法	命令法	勧誘法
結合の可否	○	○	○	○	○	○

- (15) a. 마치 진한 장미의 향내를 맡고 있을 때처럼, 이 말은

³¹⁾ 終止形語尾の類型については，菅野他(1991: 1023-1025)による分類に従う。

나를 설레게 하고 취하게 합니다.

<21 세기 세종계획/CH000046>

まるで濃いバラの香りを嗅いでいる時のように、この言葉は、私をときめかせ、酔いしれさせます.

b. 어떻게 아이들에게 그것을 알게 할까?

<21 세기 세종계획/2BH9507>

どうやって子供達にそれを分からせるだろうか?

c. 단 한시도 긴장을 놓지 않으면서 유연하게 움직이는 몸, 섬세한 표정 연기, 우아하면서도 관능적인 춤은 그녀의 명성이 우연히 얻어진 것이 아니라는 것을 알게 하더군요.

<21 세기 세종계획/BRHO0384>

ただの一時も緊張を解かずに悠然と動く体、繊細な表情の演技、優雅でありつつも官能的な踊りは、彼女の名声が偶然に得られたものではないということを分からせてくれましたね.

d. 만약 자르고 싶으시면 제 남자친구 불러서 사장님 뉘게 할게요.

<21 세기 세종계획/4BE00001>

もしもお切りになりたければ、私の彼氏を呼んで社長のお手伝いをさせますよ。

e. 인터넷으로 자료 찾으면 손으로 직접 적어 보게 하세요.

<21 세기 세종계획/5BA01E07>

インターネットで資料を探したら、手で直接書かせて見て下さい.

f. 정치와 국회로부터 등을 돌린 국민을 가까이 오게 합시다.

<21 세기 세종계획/5BJ97001>

政治と国会から背を向けた国民を近くに来させましょう。

周知の如く，終止形語尾は，ムードを表す文法形式であり，命題または出来事を対象に機能するという性格を帯びている．‘I-게 하다’が終止形語尾との結合において制約が無いという事実は，この形式が，命題または出来事の構成要素になり得る，言い換えれば，ムード形式の作用領域の内側に位置する文法形式であるということを示唆している．

次に，‘I-게 하다’と否定形式及び不可能形式との結合についての考察結果を以下に示す．以下の例文(16a)～(16d)が示すように，‘I-게 하다’は，否定形式及び不可能形式との結合においても特に制約が無い．(16a)と(16b)は，それぞれ否定形式の‘I-지 않다’または不可能形式の‘I-지 못하다’が用言に結合し，そこに‘I-게 하다’が後続している例文であ

る. これは, ‘I-게 하다’が「出来事の否定」または「出来事の不可能」を作用対象とすることが出来ることを意味している. また, (16c)と(16d)では, 否定形式または不可能形式が‘I-게 하다’に後続している例文であるが, これらが意味することは‘I-게 하다’が否定形式または不可能形式の作用領域の内側に位置し得るということである.

- (16) a. 애 아버지가 죽지 않게 해 주세요.

<21 세기 세종계획/BEXX0028>

子供の父親が死なないようにしてください.

- b. 그는 며느리들로 하여금 개울에 나가 빨래를 하지 못하게 한다.

<21 세기 세종계획/2BA91A36>

彼は嫁たちをして小川に出て洗濯が出来ないようにしている.

- c. 이미 인간의 집은 밝고 높은 하늘을 생각하게 하지 않는다.

<21 세기 세종계획/BRGO0349>

既に人間の家は, 明るくて高い空を考えさせない.

- d. 나라일을 맡아 보는 사람 곧 공무원에게는 생활의 위협을 느끼도록 박봉을 준다는 것은 공무원으로 하여금 조금도 나라 은혜를 느끼게 하지 못하는 것이다.

<21 세기 세종계획/CH000097>

国の仕事を預かる人, すなわち公務員には生活の脅威を感じるように, 薄給を与えるということは, 公務員をして少しも国の恩恵を感じさせられないのである.

次に, 「過去」を表す接尾辞である‘III-ㅁ-’との結合について見てみよう. 以下の例文(17a)と(17b)が示すように, ‘I-게 하다’は‘III-ㅁ-’の後続を許容する. これは, ‘I-게 하다’が‘III-ㅁ-’の作用領域の内側に位置し得ることを意味する. すなわち, 使役者による使役行為が過去の出来事として捉えられることが可能であるということである. 一方, 김차균(1980: 17)においても既に指摘されているが, (17c)が示すように‘I-게 하다’に‘III-ㅁ-’が先行することは無い. これは, ‘I-게 하다’が被使役者をして「未実現の出来事」を実現させることを原則とするからに他ならない.

- (17) a. 그는 혼인신고는 하지 않을 작정이라는 말을 덧붙여 많은 사람을 더욱 놀라게 했다.

<21 세기 세종계획/4BB97B13>

彼は婚姻届けはしないつもりであるという言葉をつけ加

え, 多くの人をさらに驚かせた.

- b. 이를 고치기 위해 먼저 주제가 뚜렷히 부각될 수 있는, 즉 제목이 있는 일기를 쓰게 했다.

<21세기 세종계획/BRBZ0072>

これを直すために, まず主題がはっきりと浮き彫りになる, すなわち, 題目がある日記を書かせた.

- c. *그의 발언은 그 자리에 있는 많은 사람을 놀랐게 한다.
<非文>

続いて, 「蓋然性」を表す接尾辞である‘I-겠-’との結合について見てみよう. 以下の例文(18a)と(18b)が示すように, ‘I-게 하다’は‘I-겠-’の後続を許容する. このことは, ‘I-게 하다’によって表される使役行為がモダリティーの作用領域の内側に位置し得るということを意味する. 一方, 例文(18c)が示すように, ‘I-게 하다’に‘I-겠-’が先行することは許容されない. このような制約が起こる原因は, ‘I-게 하다’の構成要素である‘I-게’が「目的」を表す機能を有しているため³²⁾, ‘I-겠-’と機能上の齟齬が生じてしまうためであると考えられる.

- (18) a. 불과 두 달의 차이에 매달려 국민에게 ‘얼굴 없는 총선’을 치르게 하겠다는 것이라면 너무 국민 대접을 안 하는 것이 된다. <21세기 세종계획/BA92A012>

わずか 2 カ月の違いにかまけて, 国民に「顔のない総選」を執り行わせるというのであれば, あまりにも国民のもてなしをしないことになる.

- b. 정치는 공산당 독재하에 마르크스, 모택동 사상을 고수 하면서 경제는 자본주의를 채택한다면 이는 마치 마부가 두 바퀴의 마차를 한쪽 바퀴만 돌아가게 하겠다는 소리와 같다. <21세기 세종계획/CH000009>

政治は共産党の独裁下にマルクス, 毛沢東の思想を守り抜きながら, 経済は資本主義を採択するというのであれば, これは, まるで馬子が 2 つの車輪の馬車を片方の車輪だけを回させるという話みたいだ.

- c. *교실 활동에서 교사는 학생들에게 수필을 읽겠게 합니다. <非文>

³²⁾ 윤평현(2005: 361)によれば, ‘I-게’が動詞の語幹に結合する場合は, 「目的」を表す機能を発揮すると言う.

本節の最後に、各種のモーダルな意味を表す分析的な形との結合関係を考察することで、‘I-게 하다’の特徴を把握することにする。

まず、以下の例文(19a)と(19b)では‘II-ㄴ 것이다’または‘I-는 모양이다’が‘I-게 하다’に後続している。これらの分析的な形は、細部においては機能的な違いはあれ³³⁾、命題の内容に対する話し手の「推量」を表す。すなわち認識的モダリティーの機能を発揮するという点で共通している。‘I-게 하다’が認識的モダリティーの機能を持つ分析的な形の後続を許容するということは、‘I-게 하다’によって表される使役が、認識的モダリティーの作用領域の内側に位置するということの意味する。

- (19) a. 김위원장의 발언은 이산가족들에게 큰 기대를 갖게 할 것이다. <21세기 세종계획/5BA01B05>
金委員長の発言は、離散家族達に大きな期待を持たせる
だろう.
- b. 다시 말하면 일본사람은 지나치는 말 한마디나 그 태도로 말미암아 조선사람의 억제할 수 없는 반감을 끓어오르게 하는 모양이다. <21세기 세종계획/BRE00336>
言い換えれば、日本人は行き過ぎる言葉の一言や態度によって朝鮮人の抑えることの出来ない反感を沸き上がらせる
ようである.

続いて、以下の例文(20a)～(20g)を見てみよう。(20a)では「許可」または「譲歩」を表す‘III-도 되다’が、(20b)では「禁止」を表す‘II-면 안 되다’が、(20c)では「義務」または「当為」を表す‘III-야 하다’が、(20d)では「推奨」を表す‘II-면 되다’が、(20e)では「能力」または「可能」を表す‘II-ㄴ 수 있다’が、そして(20g)では「意志」を表す‘II-려고 하다’がそれぞれ‘I-게 하다’に後続している。これらの分析的な形によって表される意味は、既に本稿の 2.1 において、モダリティーの理論的枠組みに関する先行研究の見解を概観したように、参与者志向モダリティーに該当するものである。よって、(20a)～(20g)が意味する事実は、‘I-게 하다’によって表される使役が、参与者志向モダリティーの作用領域の内側にも位置し得るということである。

³³⁾ 高地(2019)において試論的な考察が展開されているように、‘II-ㄴ 것이다’や‘I-는 모양이다’といった認識的モダリティーの機能を持つ分析的な形は、認識性(epistemicity)と頻度性(usuality)の観点から記述した場合、その弁別的特徴の把握が可能になる。

(20) a. 자기 글을 스스로 다듬게 해도 된다.

<21세기 세종계획/2BH9301>

自分の文章を自ら整えさせても良い

b. 환자가 의식 불명이거나 경련을 일으키고 있을 때에는 절대로 토하게 하면 안 되며, 아무리 약한 것이라도 술은 절대로 먹이지 말아야 한다.

<21세기 세종계획/CH000107>

患者が意識不明だったり，痙攣を起こしていたりする時には，絶対に吐かせてはいけないし，どんなに弱いものだとしても酒は絶対に飲ませてはいけない。

c. 때로는 원하는 것을 포기하는 결단력도 필요하며, 나눔과 봉사를 통해 다른 사람을 행복하게 할 수 있는 사회 정의를 느끼게 해야 한다.

<21세기 세종계획/7BH04015>

時には望むものを諦める決断力も必要であり，分配と奉仕を通じて他の人を幸福にすることが出来る社会の正義を感じさせなければならない。

d. 이를 고치려면 손상된 부위에 건강한 세포가 자라나게 하면 된다.

<21세기 세종계획/BRHO0401>

これを治そうとするなら損傷した部位に健康な細胞が育つようにすれば良い。

e. 징벌위원회가 징벌을 결정함에 있어서는 징벌혐의자를 위원회에 출석하게 하여 징벌혐의 내용을 심문하고 그의 진술을 들어야 하고 필요한 때에는 관계인을 출석하게 할 수 있다.

<21세기 세종계획/BRHO0112>

懲罰委員会が懲罰を決定することにおいては，懲罰容疑者を委員会に出席させ，懲罰容疑の内容を審問し，その陳述を聴かなければならず，必要な時には関係人を出席させることが出来る。

g. 왜냐하면 이탈리아가 프랑스에 반하여 자신의 이익을 위한 지지를 얻기 위해 3국동맹에 대한 독일의 증폭된 의존을 이용하려 했을 때 홀슈타인은 영국으로 하여금 프랑스의 공격으로부터 이탈리아를 보호하게 하려고 했기 때문이었다.

<21세기 세종계획/2BH9911>

なぜならば，イタリアがフランスに反して自身の利益のための支持を得るために 3国同盟に対するドイツの増幅した依存を利用しようとした時，ホルシュタインは英国をしてフランスの攻撃からイタリアを保護させようとし

たためであった.

なお, ‘III-도 되다’, ‘II-면 안 되다’, ‘III-야 하다’, ‘II-면 되다’, ‘II-려고 하다’が‘I-게 하다’に先行した例文を探ることが出来なかったことを述べておかなければならない. 仮に, これらの分析的な形を‘I-게 하다’に先行させた例文(21a)～(21e)はいずれも非文もしくは不自然な文になる.

- (21) a. ?부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비해도 되게 했다. <不自然>
【備考: ‘부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하게 했다.(部長は自分の部署の職員達に会議の資料を準備させた.)’と言うほうが自然である.】
- b. *부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하면 안 되게 했다. <非文>
【備考: ‘부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하지 못하게 했다.(部長は自分の部署の職員達に会議の資料を準備できないようにさせた.)’と言うほうが自然である.】
- c. ?부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비해야 하게 했다. <不自然>
【備考: ‘부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하게 했다.(部長は自分の部署の職員達に会議の資料を準備させた.)’と言うほうが自然である.】
- d. ?부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하면 되게 했다. <不自然>
【備考: ‘부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비할수 있게 했다.(部長は自分の部署の職員達に会議の資料を準備出来るようにさせた.)’と言うほうが自然である.】
- e. *부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하려고 하게 했다. <非文>
【備考: ‘부장은 자기 부서 직원들에게 회의 자료를 준비하게 했다.(部長は自分の部署の職員達に会議の資料を準備させた.)’と言うほうが自然である.】

一方, 以下の例文(22a)と(22b)が示すとおり, ‘II-ㄴ 수 있다’は‘I-게 하다’に先行することが可能である.

- (22) a. 남북 대표의 5 차례 만남에서 상봉과 정상회담을 최소한 2-3 차례 하되 필요한 경우 더 할 수 있게 했다.

<21세기 세종계획/5BA01A05>

南北代表の5回の会談で、再会と頂上会談を少なくとも2~3回行うが、必要な場合はさらに行うことが出来るようにした。

- b. 포르투갈팀의 숙소인 리츠칼튼은 방마다 위성을 통해 포르투갈 국영방송을 시청할 수 있게 했다.

<21세기 세종계획/6BA02A03>

ポルトガルチームの宿所であるリッツカールトンは、部屋ごとに衛星を通じてポルトガルの国営放送が視聴出来るようにした。

上記の例文(16)~(22)に基づいて, ‘I-게 하다’ と他の文法的な形式との結合関係を示せば, 以下の<表 10>のとおりである. <表 10>の全ての文法形式の後続を許容するということから, ‘I-게 하다’ は命題もしくは出来事の領域に含まれる文法形式であることが分かる.

<表 10> ‘I-게 하다’ と他の文法形式との結合関係

文法形式	‘I-게 하다’ との結合関係	
	先行	後続
I-지 않다	O	O
I-지 못하다	O	O
III-ㄴ-	X	O
I-겠-	X	O
III-도 되다	X	O
II-면 안 되다	X	O
III-야 하다	X	O
II-면 되다	X	O
II-ㄴ 수 있다	O	O
II-려고 하다	X	O

4. モダリティーの観点からの考察

今回の調査を通じて, ‘I-게 하다’ が使用された多数の例文を収集したが, その中には‘I-게 하다’ がモーダルな意味を表すと解釈出来るものがあった. 例えば, 以下の例文(23a)~(23c)がこれに該当する. (23a)で

は、使役者である「SK テレコム」が被使役者である「契約者」に対し、「映像通話を無料で利用する」ことを「許可」させることを表すために、‘I-게 하다’を用いている。(23b)では、被使役者である「選挙職の候補者」に対して、「公職選挙法の改正」という法的拘束力をもって「前科と納税実績を公開する」ことを「義務」づけることを表すために‘I-게 하다’が用いられている。そして、(23c)では、使役者である「古文の教師」が被使役者である「学生」に対し、「選択科目である古文を申請した理由を述べる」ことを「指示」したことを表すために‘I-게 하다’が用いられている。

- (23) a. 에스케이텔레콤은 영상통화료를 내년 3 월에 정하기로 하고, 그 전까지는 무료로 이용하게 했다.

<21 세기 세종계획/7BA03E03>

SK テレコムは映像通話料を来年の 3 月に決めることにし、その前までは無料で利用させた.

- b. 공직선거법의 개정으로 국회의원 등 선거직 후보자에게 전과와 납세 실적을 공개하게 한 것은 공직자의 자질과 능력을 검증하는 장치를 제도화하는 것으로 잘한 일이다.

<21 세기 세종계획/5BA01D10

>
公職選挙法の改正で、国会議員等の選挙職の候補者に前科と納税実績を公開させたのは、公職者の資質と能力を検証する装置を制度化するものとして正しいことだ。

- c. 고등학교 2 학년 때, 일반 국어와는 달리 고문을 담당하는 교사가 첫 수업 시간에 선택과목인 고문을 왜 신청했는지 학생 한 사람 한 사람에게 대답하게 했다.

<21 세기 세종계획/4BH00013>

高等学校 2 年生の時、一般の国語とは異なり、古文を担当する教師が、最初の授業の時間に選択科目である古文をなぜ申請したのか学生の 1 人 1 人に答えさせた。

上の(23a)～(23c)において、‘I-게 하다’によって表される「許可」、 「義務」、 「指示」といった意味は、いずれも動作主である被使役者に対して、何らかの外的要因による拘束力が作用することで、当該の動作が実現するように働きかけるモーダルな意味である。すなわち、拘束的モダリティに該当するものである。なお、2.1の<表 4>で示した「非認識的モダリティの下位分類案」には「指示」というモーダルな意味は含まれていない。しかしながら、「指示」は「義務」と同様に、動作主に

対して外的要因からの拘束力が作用し、特定の出来事または事態の実現を促すように働きかける機能を持つ。したがって、「指示」も拘束的モダリティーに該当すると見なすことにする。

また、上の 3.3 で示したように、特定の副詞語と共起することによっても「義務」、「許可」、「禁止」といったモーダルな意味を‘I-게 하다’が表し得ることも確認した。では、‘I-게 하다’を果たしてムード形式として見なすことが出来るのだろうか。この問いに答えるべく、4.1 ではモダリティーの程度性(degrees of modality)の観点から、‘I-게 하다’を考察することで、典型的なムード形式と‘I-게 하다’がどれ程の類似した特徴を共有しているのか調べることにする。

4.1. モダリティーの程度性

モダリティーの程度性が高ければ高いほど、典型的なムード形式に近い特徴を持つと判断することが出来る。朝鮮語におけるムード形式の最も典型的なものは、先語末語尾の‘I-ㄹ-’や終止形語尾であるため、モダリティーの程度性を測定するための項目は、‘I-ㄹ-’や終止形語尾の意味的及び統辞的特徴を基に設定するのが妥当である。モダリティーの程度性の測定項目は、다카치(2018: 115)に従い、以下の<表 11>のとおりとする。<表 11>の(a)と(b)はムード形式の意味的特徴を、一方、<表 11>の(c)～(e)は統辞的特徴を反映した項目である³⁴⁾。

<表 11> モダリティーの程度性の測定項目

a. モーダルな意味を表す.	O	モダリティー的
	X	非モダリティー的
b. 話し手の態度に関するモーダルな意味のみを表す.	O	モダリティー的
	X	非モダリティー的
c. 否定形式の作用領域の外に位置する.	O	モダリティー的
	X	非モダリティー的
d. 過去時制形式の作用領域の外に位置する.	O	モダリティー的
	X	非モダリティー的
e. 認識的モダリティーもしくは頻度性の機能を持つ他の形式の後続が制限される.	O	モダリティー的
	X	非モダリティー的

³⁴⁾ 紙面の都合上、本稿においてモダリティーの程度性を測る各項目について詳しい説明は省略することにする。モダリティーの程度性の測定項目のうち、<表 11>の(a)～(d)については高地(2016: 72-73)に、そして<表 11>の(e)については다카치(2018: 117)において詳しく説明されている。

第 1 に、<表 11>の(a)の観点から考察してみると、‘I-게 하다’は使役を表す分析的な形であるため、本質的にはモーダルな意味を表す形式ではない。しかしながら、例文(12), (13), (14), (23)において確認をしたように、場合によってはモーダルな意味を表すことも可能である。したがって、条件付きではあるが、<表 11>の(a)の観点ではモダリティー的であると言える。

第 2 に、<表 11>の(b)の観点から考察してみると、‘I-게 하다’は参与者外的モダリティーに該当するモーダルな意味を表す場合はあっても、話し手の態度にのみ関するモーダルな意味(例えば、話し手による「推量」や話し手の「意志」等)を表しはしない。したがって、<表 11>の(b)の観点では非モダリティー的であると言える。

第 3 に、<表 11>の(c)の観点から考察してみよう。上で例文(16c)と(16d)を通じて確認したように‘I-게 하다’は否定形式の‘I-지 않다’または不可能形式の‘I-지 못하다’の後続を許容する。すなわち、‘I-게 하다’は否定形式の作用領域の内側に位置し得るということであり、<表 11>の(c)の観点でも非モダリティー的であると言える。

第 4 に、<表 11>の(d)の観点から考察してみよう。例文(17a)と(17b)において既に確認したように、‘I-게 하다’は過去時制接尾辞の‘III-ㅁ’の後続を許容する。これは、‘I-게 하다’は過去時制接尾辞の作用領域の内側に位置し得るということである。よって、‘I-게 하다’は<表 11>の(d)の観点でも非モダリティー的であると言える。

第 5 に、<表 11>の(e)の観点から考察してみる。‘I-게 하다’が認識的モダリティーの機能を持つ分析的な形である‘II-ㄴ 것이다’や‘I-는 모양이다’等の後続を許容するということは、既に例文(19a)と(19b)を通じて確認済みである。したがって、‘I-게 하다’は典型的なムード形式とは異なり、認識的モダリティーの機能を有する文法形式の後続を許容するため、<表 11>の(e)の観点でも非モダリティー的であると言える。

上で示した<表 11>のモダリティーの程度性の観点からの考察内容を整理すれば、以下の<表 12>のとおりである。この表が示すように、‘I-게 하다’は典型的なムード形式とは異なる特徴を持った文法形式であることが分かる。

<表 12> ‘I-게 하다’のモダリティーの程度性

a. モーダルな意味を表す.	O	モダリティー的 (特定の条件下で)
b. 話し手の態度に関するモーダルな意味のみを表す.	X	非モダリティー的

c. 否定形式の作用領域の外に位置する.	X	非モダリティー的
d. 過去時制形式の作用領域の外に位置する.	X	非モダリティー的
e. 認知的モダリティーもしくは頻度性の機能を持つ他の形式の後続が制限される.	X	非モダリティー的

4.2. ‘I-게 하다’がモーダルな意味を表すための条件

上の 4.1 における考察を通じて明らかになったように, ‘I-게 하다’は典型的なムード形式とはかけ離れた特性を持つ. しかしながら, ‘I-게 하다’がモーダルな意味を表す場合が存在するというを看過してはいけない. では, どのような条件で‘I-게 하다’がモーダルな意味を表すと解釈出来るのだろうか.

まず, ‘I-게 하다’によって表され得るモーダルな意味が, いずれも「義務」, 「指示」, 「許可」, 「禁止」といった拘束的モダリティーに該当するという点に注目しなければならない. 拘束的モダリティーは, 「外的要因による働きかけにより動作主が未実現の動作を実現させる」ことと関連するものである. よって, ‘I-게 하다’が拘束的モダリティーに該当するモーダルな意味を表すためには, 1)被使役者である動作主は有情物であり, 2)‘I-게 하다’に先行する用言は動詞または存在詞の‘있다(いる)’であることが必須である. したがって, 以下の例文(24a)のように, 被使役者が‘근육들(筋肉)’といったような無情物である場合や, また, (24b)のように, ‘I-게 하다’に先行する用言が‘편안하다(気楽だ)’のような形容詞である場合は, ‘I-게 하다’によって拘束的モダリティーに該当する意味が表されることは無い.

- (24) a. 척수 상부에서 내려온 자극 충동 혹은 임펄스(impulse)를 받아 전각 세포가 다시 말초 신경을 통해 신경 지배하고 있는 해당 근육들에 수축을 일으키게 한다.

<21 세기 세종계획/BRHO0397>

脊髓の上部から降りてきた刺激の衝動またはインパルス(impulse)を受け, 前脚の細胞が再び末梢神経を通じて, 神経支配している当該の筋肉に収縮を引き起こさせる.

- b. 얼굴에 활짝 핀 미소는 손님들을 편안하게 했다.

<21 세기 세종계획/7BA03E03>

顔にぱあっと咲いた笑顔は, 客達を気楽にさせた.

しかしながら, 被使役者が有情物であり, ‘I-게 하다’に先行する用言が動詞または存在詞の‘있다’であったとしても, 必ずしも‘I-게 하다’が,

拘束的モダリティーに該当するモーダルな意味を表すわけではない。例えば，以下の例文(25a)と(25b)では，‘I-게 하다’によって「引き起こし」の意味が表されているだけであり，モーダルな意味が表されていると解釈出来ない。(25a)と(25b)の場合，‘I-게 하다’に先行する動詞がいずれも‘절망하다(絶望する)’及び‘놀라다(驚く)’のように，被使役者の心理状態と関連した意味を表すものである。心理状態は，外的要因からの刺激を受けて多様に変化するものであるが，「義務」，「許可」，「禁止」が作用する対象にはなり得ない。よって，‘I-게 하다’に心理状態を表す動詞が先行する場合は，拘束的モダリティーに該当するモーダルな意味が‘I-게 하다’によって表されないものと考えられる。

- (25) a. 부패한 정권과 확고한 신념이 없는 위정자의 가련하고 가증한 꼴은 국민을 완전히 절망하게 했으니 이대로 가다가는 나라가 망할 것이 불을 보는 듯이 밝은 사실이 되었기 때무니다. <21세기 세종계획/2BH9650>
 腐敗した政権と確固たる信念が無い偽政者の可憐で卑劣なありさまは，国民を完全に絶望させたため，このまま行けば，国が滅ぶのは火を見るより明らかな事実になったためである。
- b. 그 아주머니의 입에서 나온 소리는 더욱 사람들을 놀라게 했다. <21세기 세종계획/BREO0335>
 そのおばさんの口から出た言葉は，さらに人々を驚かせた。

また，以下の例文(26a)と(26b)では，‘I-게 하다’に先行する用言が心理状態を表す動詞でないにもかかわらず，‘I-게 하다’によって「可能」または「引き起こし」が表されているのみであり，やはり拘束的モダリティーに該当するモーダルな意味は表されていない。

- (26) a. 필자에게서 분명한 것은 과거와 현재의 시간들을 살아왔고 살아가면서 적지 않은 고뇌의 세월을 보냈던 것이 이 책을 쓰게 한 에너지였다는 점이다. <21세기 세종계획/BRHO0116>
 筆者にとって明らかなことは，過去と現在の時間を生きて来て，生きて行きながら少くない苦悩の歳月を送ったことが，この本を書かせたエネルギーだったという点である。
- b. 어떻게 해서 정초자 여사의 입을 열게 할까.

どうやってチョン=チョジャ女史の口を開かせようか.

上の例文(24)～(26)が示すように, ‘I-게 하다’は本質的には使役を表す文法形式であり, 「可能」または「引き起こし」を表す機能を持つと捉えるべきである.

‘I-게 하다’が拘束的モダリティーに該当する意味を表すのは, 使役者と被使役者との関係に起因するところが大きいと思われる. 例えば, 下の例文(27a)では, ‘I-게 하다’によって「義務」の意味が表されているが, ここで注目すべきは, 使役者には被使役者による動作を拘束することが出来る「法的権限」があるという点である. 例文(27b)では, 使役者と被使役者は「企業(雇用主)と被雇用者」という上下関係にあり, ‘I-게 하다’によって「指示」の意味が表されている. また, 例文(27c)では, 使役者は「政府」であり, 被使役者は「新築住宅の入居者」であるが, ここでも使役者と被使役者の間には上下関係が存在している. なお, (27c)では, ‘I-게 하다’が「不可能」を表す‘II-ㄴ 수 없다’と共に起することで, 「禁止」の意味が表されている. そして, (27d)では, 被使役者である「病院」という社会集団が行う動作を対象に「規定」という「法的権限」が作用することで, 使役者と被使役者との間に上下関係が存在していることが示されている. また, ここでは‘I-게 하다’が「可能」を表す‘II-ㄴ 수 있다’と共に起することで「許可」の意味が表されている.

- (27) a. 이밖에 시-군-구의 공무원에게도 불법주정차 단속권을 주어 적발고지서를 발부하면 지방자치단체장은 위반자에게 5만원 이하의 과태료를 물리게 했다.

<21 세기 세종계획/3BA90A01>

この他に, 市-郡-区の公務員にも不法駐停車の取り締まり権限を与え, 摘発告知書を発すれば, 地方自治団体長は違反者に 5 万ウォン以下の過料を払わせるようにした.

- b. 국회 과학기술정보통신위원회 권영세 의원은(한나라당)은 6일 정보통신부에 대한 국정감사에서 “케이티가 직원들에게 공정위와 통신위 조사를 거부하고, 법 위반 내용을 담은 서류와 파일을 파기하거나 치위 두게 했다”며, 관련 내부 문건을 공개했다.

<21 세기 세종계획/7BA03E03>

国会の科学技術情報通信委員会のクォンヨンセ議員(한나라당)は, 6日, 情報通信部に対する国政監査で「K

T가職員達に公正取引委員会と放送通信委員会の調査を拒否し，法の違反内容を込めた書類とファイルを破棄または捨てさせた」と述べ，関連の内部文書を公開した．

- c. 정부는 또 애초 2001년 5월 23일부터 2003년 6월 30일까지 분양계약을 체결한 신축 주택 인주자에 대해 입주 후 5년간 양도세를 감면해 주기로 했던 조세특례제한법 규정을 고쳐，올해부터는 서울과 분당 일산 중동 평촌 산본 등 5대 수도권 새도시 및 과천시역에선 혜택을 받을 수 없게 했다．

<21세기 세종계획/7BA03E03>

政府は，また当初 2001年 5月 23日から 2003年 6月 30日まで分譲契約を締結した新築住宅の入居者に対し，入居後 5年間の譲渡税を減免することにした租税特例制限法の改正を改め，今年からはソウルと盆唐，一山，中洞，坪村，山本等の 5大首都圏の新都市及び果川地域では恩恵を受けられないようにさせた．

- d. 이 규정에 따르면 특진 실시 의료기관은 전문의 수련기관으로 4백 병상 이상인 36개 병원으로 제한하되 현재 4백 병상이 되지 않는 서울 을지병원 제일병원 등 2개 종합병원은 5년내에 4백 병상 이상으로 증설하는 조건으로 특진을 할 수 있게 했다．

<21세기 세종계획/3BA90A01>

この規定によれば，特別診療の実施医療機関は，専門医の修練機関として 400病床以上である 36の病院に制限するが，現在 400病床にならないソウルの乙支病院，第一病院等の 2つの総合病院は，5年以内に 400病床以上に増設する条件で，特別診療を行うことが出来るようにさせた．

このように，‘I-게 하다’によって拘束的モダリティーの意味が表されるには，使役者と被使役者の関係が，何かしらの上下関係として成立している必要がある．これまでの考察結果を基に，‘I-게 하다’が拘束的モダリティーに該当する意味を表す条件を以下の(28)のように要約することが出来る．

(28) ‘I-게 하다’が拘束的モダリティー的に機能するための条件

- a. 被使役者である動作主が有情物でなければならない．
- b. ‘I-게 하다’に先行する用言が動詞または存在詞の‘있다

(いる)'でなければならない。(但し、心理状態を表す動詞はこれに該当しない。)

- c. 使役者と被使役者の関係が、「法的権限とそれを遵守すべき者」や「雇用主と被雇用者」等のように、何らかの上下関係として成立していなければならない。

結局のところ、'I-계 하다'が拘束的モダリティーに相当する意味を表すためには、「事態または出来事の統制者である使役者が、事態または出来事の参与者である被使役者に向けて、社会的、倫理的、道徳的規範等に基づいて、事態または出来事の実現を誘発させるように(または、誘発させないように)働きかける」という構図が必要となる。すなわち、'I-계 하다'が用いられた使役文において、使役者は、拮抗子として主動子である被使役者に影響(拘束)を与えることで、特定の事態または出来事の実現(または未実現)を誘発させる。一方、被使役者は、主動子として意志を持って特定の事態または出来事に参与することが可能でなければならない。

'I-계 하다'が、特定の条件下ではあれ、拘束的モダリティーの用法を持つ理由は、2.2 で概観した使役とモダリティーの共通特徴、すなわち「力のダイナミックス」に起因することに他ならない。既に2.2の<表5>で示したように、使役とモダリティー(特に拘束的モダリティー)は、文中に顕在的に表されるか否かの違いはあれ、動作主(使役の場合は、動作主は被使役者に相当)が参与する出来事の実現(または未実現)を統制する統制者(使役の場合は、使役者が統制者に相当)の存在が要求される。よって、本来は使役を表す'I-계 하다'が上記の(28)の条件を満たした場合に限って、拘束的モダリティーに該当する意味を表すことが可能になると考えられる。

上述のような特定の条件下で、使役と拘束的モダリティーは、1つの場面を2つの別の視点から捉えたものであると言える。例えば、先に示した例文(4a)と(4c)の比較を通じて説明してみよう。(4a)は、'I-계 하다'が用いられた使役文であり、拮抗子は主語として現れ、主動子は目的語として現れる。一方、(4c)は、'III-야 하다'が用いられたモーダル文である。(4a)の使役文を(4b)のモーダル文に置き換えると、拮抗子が潜在化し、主動子が主語の位置に現れるという統辞上での変化が生じる。主語として取り立てる対象は異なるが、両者の文の背景にある「拮抗子と主動子が繰り成す関係」は同一である。したがって、朝鮮語の場合においても、使役とモダリティー(拘束的モダリティー)が「力のダイナミックス」に関し、共通した特徴を持つと言える。

- (4) a. 나는 정말 싫었지만, 부장이 억지로 나를 출장 가게
했다. <作例, 再掲>
 私は本当に嫌だったのだが, 部長が無理矢理に私を出張
に行かせた.
- c. (부장의 명령에 따라) 나는 출장을 가야 했다.
 <作例, 再掲>
 (部長の命令に従って) 私は出張に行かなければならな
かった.

5. おわりに

本稿では, 使役を表す分析的な形である‘I-게 하다’についてモダリティーの観点から考察を試みた. これまで焦点が当てられてこなかった部分に注目し, 記述した点に本稿の意義があると思われる.

今回の考察を通じ, 使役とモダリティー(特に拘束的モダリティー)が, 「力のダイナミクス」に関し共通した特徴を持つということが, 朝鮮語の場合においても当てはまることが明らかになった. 本来, 使役を表す文法形式である‘I-게 하다’が, 特定の条件下において, 拘束的モダリティーに該当する意味を表すという事実は, まさに使役と拘束的モダリティーの類似性を説明する例証になっている.

また, 本来はムード形式でないものが, 場合によってモーダルな意味をも表し得る現象を‘I-게 하다’に対する考察を通じて改めて確認することが出来た. モダリティーの程度性の観点から, 典型的なムード形式とそうでない文法形式を区別する作業と並んで, ムード形式それぞれに対する考察を行うことは勿論のこと, 非ムード形式によって表されるモーダルな意味に対する記述をも成し遂げてこそ, 朝鮮語のモダリティー全般に対する体系的な解明が可能になるとと思われる.

今後は, ‘I-게 되다’, ‘I-도록 하다’, ‘I-기로 하다’といった分析的な形についても考察を行い, 朝鮮語のモダリティー体系の記述をより進めて行きたいと考える.

《参考文献》

(日本語で書かれたもの)

池上嘉彦(1975), 『意味論』, 大修館書店.

菅野裕臣(2006), 「朝鮮語の形態論的単位について」, 『韓国語学年報』第2号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 159-177.

菅野裕臣他(1991), 『コスモス朝和辞典(第2版)』, 白水社.

合田裕子(2019), 「must と have to の比較: 根源の用法と認識的用法の観点から」, 日

本英文学会中国四国支部第 71 回大会 Proceedings, pp. 1-2.

高地朋成(2016), 「現代朝鮮語のモーダルな分析的形式についての基礎的研究」, 『韓国語学年報』第 12 号, 神田外語大学韓国語学会, pp.55-100.

高地朋成(2018), 「現代朝鮮語におけるムード形式の連鎖現象に関する雑考: 参与者志向モダリティの連鎖を中心に」, 『(成澤勝博士古稀祝賀記念論集)五次元視角からの東アジア…空間・時間・人間…』, 銀河書籍, pp.1-17.

高地朋成(2019), 「「対命題機能」を持つ現代朝鮮語の分析的な形について: 認識性と頻度性の観点から」, 『韓国語学年報』第 15 号, 神田外語大学韓国語学会, pp. 23-58.

中野弘三他(2015), 『最新英語学・言語学用語辞典』, 開拓社.

長友俊一郎(2014), 「束縛的 must の語用論的・認知言語学的特徴づけと言語学習との接点」, 『関西外国語大学紀要 研究論集』第 99 巻, pp. 1-19.

(朝鮮語で書かれたもの)

김성주(1988), 「현대국어 장형사동 연구」, 『동악어문학』 제 23 호, 동악어문학회, pp. 33-70.

김영희(1984), 「‘하다’: 그 대동사 설의 허실」, 『배달말』 제 9 호, 배달말학회, pp. 31-53.

김차균(1980), 「국어의 사역과 수동의 의미」, 『한글』 제 168 호, 한글학회, pp. 5-49.

박재연(2006), 『한국어 양태 어미 연구』, 태학사.

다카치 토모나리(2014), 「현대 한국어 문법적 언어의 양태체계 연구」, 고려대학교 대학원 박사학위논문.

다카치 토모나리(2018), 「‘-는 법이다’와 ‘-기 마련이다’의 양태 정도성」, 『어학연구』 제 54-1 호, 서울대학교 언어교육원, pp.97-121.

윤평현(2005), 『현대국어 접속어미 연구』, 박이정.

이숙(2007), 「‘-게 하다’사동구문의 통사적 분석」, 『어문학논총』 제 26 호, 국민대학교 어문학연구소, pp. 291-308.

이익섭, 채완(1999), 『국어문법론강의』, 학연사.

이지수(2008), 「타동성과 국어 사동표현의 의미」, 『어문연구』 제 36-2 호, 한국어 문교육연구회, pp. 145-170.

이현주他(1996), 「한국어 구문분석에서의 ‘-게 하-’ 사동문 처리」, 『한국정보과학회 학술발표논문집』 제 23-2A 호, 한국정보과학회, pp. 561-564.

(英語で書かれたもの)

Bybee, J. (1985), *Morphology: A Study of the Relation between Meaning and Form*, John Benjamins Publishing Company.

- Comrie, B. (1981), *Language Universals and Linguistic Typology*, Basil Blackwell Publisher.
- Halliday, M. A. K. and Matthiessen, C. K. I. M. (2004), *An Introduction to Functional Grammar (3rd ed.)*, Hodder Arnold.
- Hopper, P. J. And Traugott, E. C. (2003), *Grammaticalization (2nd ed.)*, Cambridge University Press.
- Ilić, T. (2013), *Modality and Causation in Serbian Dative Anticausatives: A Crosslinguistic Perspective*, Ph. D. Dissertation, University of Hawai'i at Mānoa.
- Lehmann, C. (2002), *Thoughts on Grammaticalization (2nd revised ed.)*, ASSIDUE Arbeitspapiere des Seminars für Sprachwissenschaft der Universität Erfurt Nr. 9.
 <<http://www.db-thueringen.de/servlets/DerivateServlet/Derivate-2058/ASSidUE09.pdf#search='Thoughts+on+grammaticalization'>>
- Lyons, J. (1977), *Semantics Vol. 2*, Cambridge University Press.
- Nauze, F. D. (2008), *Modality in Typological Perspective*, ILLC Dissertation Series DS-2008-08, Institute for Logic, Language and Computation, Universiteit van Amsterdam.
- Palmer, F. R. (1986), *Mood and Modality*, Cambridge University Press.
- Palmer, F. R. (2001), *Mood and Modality (2nd ed.)*, Cambridge University Press.
- Sweetser, E. (1990), *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*, Cambridge University Press.
- Talmy, L. (1988), Force Dynamics in Language and Cognition, *Cognitive Science Vol. 12*, pp. 49-100.
- van der Auwera, J. and Plungian, V. A. (1998), Modality's Semantic Map, *Linguistic Typology Vol. 2 (1)*, pp. 79-124.

《言語コーパス》

문화체육관광부/국립국어원 (2011), 『21세기 세종계획 최종 성과물(2011년 12월 수정판)』.

【謝辞】 調査の段階で協力を惜しまず，例文の適正についてご助言を下された韓国人インフォーマントの諸氏に心から感謝申し上げます。そして「第5回朝鮮語及び周辺諸言語研究会」において，本研究の内容について有益なご意見をご提示下さった諸先生方，そして，拙稿を丹念に読み解いて有益なご指摘を下された査読者の方に心から感謝致します。

사동을 표현하는 분석적 형식 ‘I-게 하다’에 대하여 —양태의 관점에서의 고찰—

다카치 토모나리
천리대학

현대 한국어의 분석적 형식(analytic forms) 중 하나인 ‘I-게 하다’는 사동(causation)을 표현하는 기능을 가지지만 간혹 양태적 의미(modal meanings)를 표현하기도 한다. 그럼에도 불구하고 ‘I-게 하다’가 양태(modality) 논의에서 다루어진 적은 지금까지 없었다. 이 연구에서는 Talmy(1988)에서 제안된 힘-역학(force-dynamics)의 관점에서 ‘I-게 하다’의 양태적 용법에 접근하였다.

사동은 미실현의 사건 혹은 사태의 실현 여부를 관리하는 통제자(controller)가 존재하며 해당 사건 혹은 사태의 참여자인 동작주(agent)를 구속한다는 점에서 참여자 외적 양태(participant-external modality)와 같다. 그러나 사동의 경우는 통제자가 문장에 필수적으로 나타나야 한다는 점에서 참여자 외적 양태와 다르다.

‘I-게 하다’는 일차적으로 사동을 표현하기 위하여 기능하지만, 특정 환경에서 사용되었을 때에 [의무], [지시], [허가], [금지] 등 참여자 외적 양태의 의미를 표현하기도 한다. 그러나 ‘I-게 하다’는 양태 정도성(degrees of modality)의 관점에서 보았을 때 전형적 양태 표지(modal markers)와 의미적 및 통사적 특징에서 차이가 드러난다. 따라서 ‘I-게 하다’를 양태 표지로 보기는 어렵다.

‘I-게 하다’가 양태적 의미를 표현하기 위하여는 다음 조건을 모두 만족시켜야 한다. 첫째, 사건 혹은 사태의 동작주인 피사동주(causee)가 우정물(animate)이어야 한다. 둘째, ‘I-게 하다’에 선행하는 용언이 동작성 동사이어야 한다. 셋째, 사동주(causer)와 피사동주 간의 관계가 ‘법제도와 그것을 준수하여야 하는 자’나 ‘고용주와 피고용자’ 등과 같은 상하관계를 형성하여야 한다.